

平成 29 年度 豊浦中学校いじめ防止基本方針(H29・8・25 改定版)

新発田市立豊浦中学校

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第 2 条)

この法律において「いじめ」とは、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための取組の基本方針

①【いじめの未然防止】

・いじめを許さない学校づくりに努め、望ましい人間関係を構築できるように支援する。

②【いじめの早期発見】

・教職員がいじめに関する情報を抱え込まず報告し、対策組織で情報を共有されるようにし、早期発見に努め、いじめ見逃しゼロを目指す。

③【いじめへの対応】

- ・いじめの事実や内容の把握は個人ではせず、組織で対応する。
- ・被害を受けた生徒の話をよく聞き、客観的に確認し、「毅然・迅速・丁寧」に対応する。
- ・家庭との連携を図り、被害生徒と保護者の思いを反映させた対応をする。
- ・状況により、警察等の関係諸機関と連携して対応する。

3 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

いじめ・不登校対策委員会

構成員：校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 特別支援担当 養護教諭

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

生徒指導部会

構成員：校長(教頭) 生徒指導主事 各学年生徒指導担当 特別支援担当 養護教諭

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

新発田市教育委員会：指導主事 S S W

新発田児童相談所

スクールカウンセラー

新発田警察署：生活安全課 スクールサポーター

(4) 組織の役割

- ・学校基本方針の取組の実施。
- ・「いじめを許さない学校づくり」のための具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集と記録、職員への周知。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時に会議を実施し、対応方針の迅速な決定。
- ・外部機関へのいじめの相談、通報の窓口。

4 基本方針①『いじめの未然防止』に向けた取組

(1) いじめを許さない意識の育成

- ・「道徳教育」「人権教育、同和教育」を充実させ、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- ・ネットトラブルに関する授業を実施する。また、情報モラル教育を計画的に行う。
- ・生徒会主催による「全校いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- ・「だめなものは、だめである」と毅然と言える職員集団を形成し、組織的な対応をする。
- ・生徒が安心して過ごすことができる学級・学年経営を目指し、いじめを行う生徒の背景にあるストレスや要因に着目し、日々の生徒の様子や変化を見取る。

(2) 学力の育成

- ・生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。授業の中で生徒のストレスを高めないため、「分かる授業」に努める。

※ここで言う「分かる授業」とは、単に学力向上を目指す授業ではなく、すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍し、理解できるという授業をさす。

- ・基礎学力向上のために、各学年部で家庭学習に取り組ませ、点検、アドバイスをする。
- ・授業規律を図るため、「豊浦地区小中学校 授業の約束」を徹底させる。

(3) 自己有用感（自分は他人や社会の役に立っているという意識）の育成

- ・「当たり前なのが当たり前ができる生徒」を褒め、認めることができる職員集団を形成する。また、全校集会や学年集会、たより等で積極的に褒める機会を設ける。
- ・スクールネットワークによる異学年交流を実施し、全校の一体感を形成する。
- ・学校行事や特別活動で、生徒が主体的に活躍できる場を設定する。
- ・集団での行動が苦手な生徒でも、一緒に参加できるようなレクや活躍の場を設定し、好意的な感情を共有させる。
- ・総合的な学習の時間において、「社会体験活動」などを計画的に行う。

(4) 社会性の育成

- ・集団生活にうまく適応できない生徒への継続的な指導、支援をこれまで以上に丁寧に行う。
- ・ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンターを取り入れた道徳、特別活動の充実を図り、学年や全校で行うレクリエーション等を通して、多くの生徒とかかわりをもたせ、だれとでも会話できたり集団が作れたりする雰囲気を作る。
- ・部活動を通し、目標に向かって努力することや良好な人間関係を構築できるように支援する。
- ・職員、生徒(生活委員会・生徒会)、地域(民生委員児童委員)が一体となった朝の挨拶運動を実施する。
- ・困っていることや不安なことがあれば一人で抱え込まず、信用できる人に話すことを伝え、相談を受けた生徒ないし職員は、抱えこまずに多くの目で見守り、解消に向けて対応する。

5 基本方針②『いじめの早期発見』に向けた取組

(1) 生徒指導体制

- ・学期に1回(6、11、2月)、いじめアンケートを実施する。
- ・休み時間の生徒の様子は、全職員で見守り、生徒との『関わり』を大切にする。10分休みは、授業を終えて、次に空き時間の職員がその学年の階で生徒の様子を見守る。昼休みは、学年部で教室や体育館の生徒の様子を見守る。授業時間中のパトロール活動にも取り組む。
- ・担任が「生活ノート」などを通して生徒との交流やレポート作りに努め、生徒が秘密の相談などができるように活用させる。
- ・週に1回の生徒指導部会や朝の打ち合わせで情報交換を行う。また、そこで確認されたことを全職員に周知し、全職員で見守っていくことを確認する。
- ・登下校時の生徒の様子を、生徒玄関や校門で見守る。
- ・養護教諭が欠席生徒と連続欠席日数の一覧表を校長、教頭、生徒指導主事に毎日回覧する。

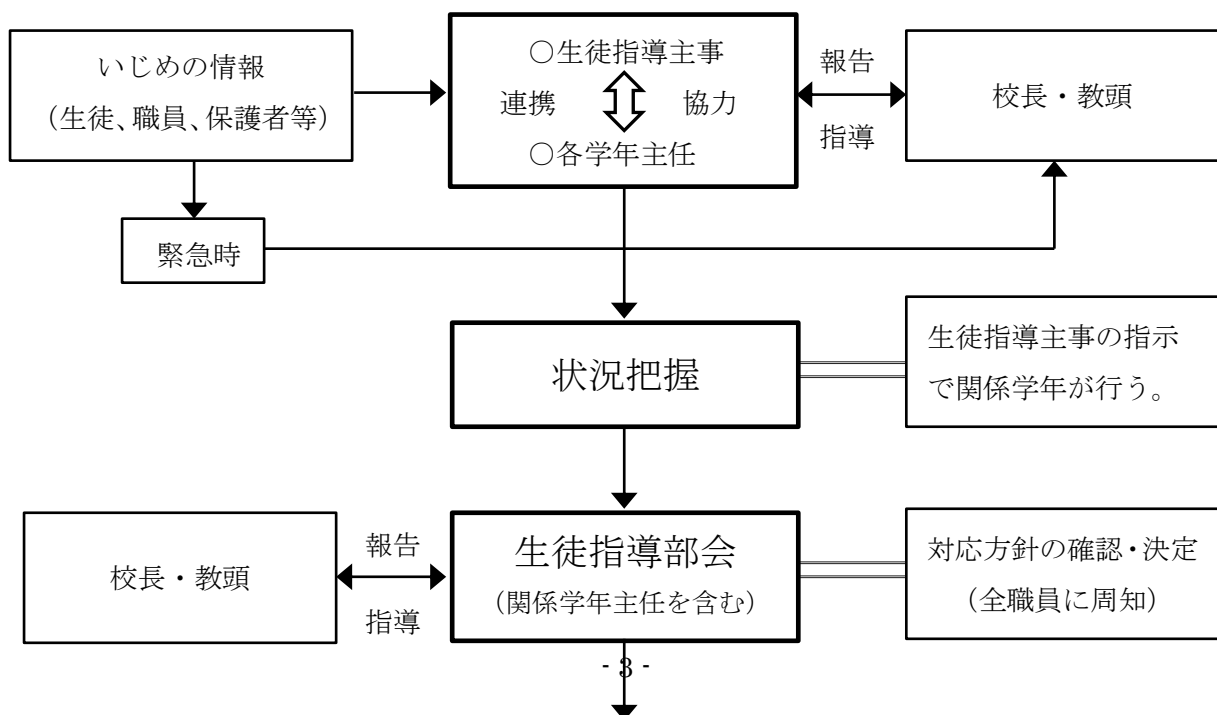
(2) 教育相談体制

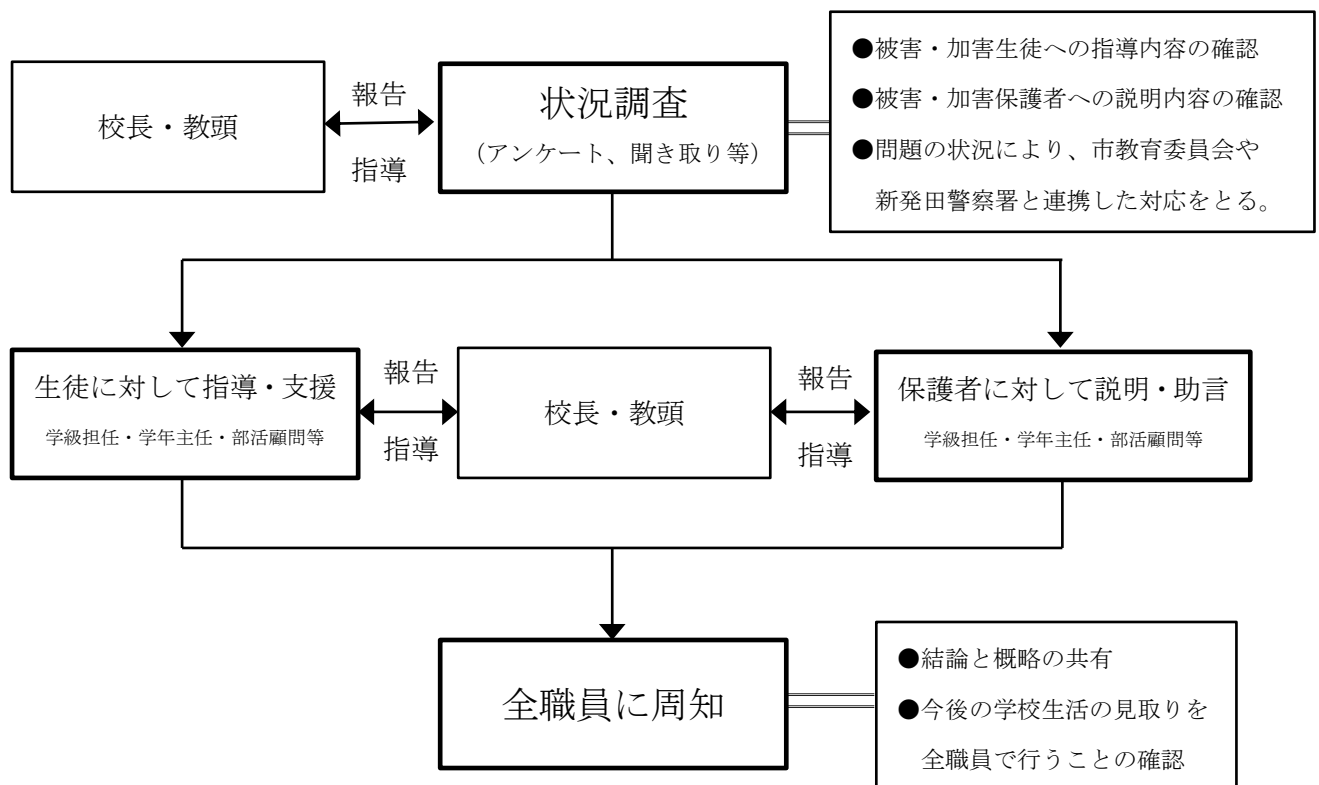
- ・学期に1回(5、10、1月)の教育相談を担当と行う。なお担任以外の先生でも可能とする。また、事前にいじめを含めた学校生活の様子がわかるアンケートを実施しておく。
- ・Q-U 検査(5、11月)を活用し、生徒の内面と教職員の見取りとの相違をなくすようにし、適宜生徒と相談できる場面を作るようにする。
- ・月2回程度来校するスクールカウンセラーと、悩みを抱えた生徒との相談機会を設定する。
- ・悩みを抱えた生徒や不登校生徒の対応を、適宜SSWと相談しながら取り組む。
- ・担任と保護者との面談を実施する。(7、12、3月)

(3) 外部機関との連携

- ・積極的に情報収集を行い、情報提供に対しては、事実確認を含め、迅速に対応する。

6 基本方針③『いじめへの対応』について





7 『重大事態への対処』に向けた取組

(1) 重大事態の意味

- いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 生徒や保護者からいじめられて「重大事態」に至ったという申立てがあった場合
- いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間：年間30日を目安 ※いじめが原因(未確認の場合も含む)の欠席が続いた場合は、上記の日数に満たずとも、教育委員会と相談しながら、聴取等の準備に取り組む。）
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあり、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととらえる。

(2) 重大事態の報告

<重大事態発生>
 学校 → 市教育委員会 → 新発田市長
 ※ いじめが原因(未確認の場合も含む)と思われる事態を把握した場合は、重大事態に至る前であっても、直ちに管理職に報告する。

(3) 調査の主体について 基本的には、学校が主体となって調査を行う。

- 次のような場合、市教育委員会が主体となって調査を行う。
 - ・ 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(4) 調査を行う組織

- 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。
(例：市教育委員会 S S W, 市担当弁護士, 学識経験者, 精神科医, 職能団体等)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査し、事実にしかりと向き合う。
- 「事実を明確にする」ために、いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - ・ いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 - ・ いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ・ いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告する。
いじめ行為が ①いつ ②誰から ③どのような様態で ④学校がどのように対応したか
 - ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
 - ・ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - ・ 調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

○ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に送付する。

8 校内研修

- ・被害、加害が心配される生徒の情報交換及び、いじめに対する基本方針の確認（4月）
- ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修（8月）
- ・いじめを含めた生徒指導に関する資料の回覧（不定期）
- ・なお、特定の教職員や校内の一部の組織がいじめに関わる情報を抱え込み、いじめ防止等の対策のための組織に報告を行わないことは、法第23条1項の規定に反することをふまえ、情報の共有に努める。

9 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・保護者アンケートを実施（7月、12月）し、次の学期へ検証・修正する。
- ・教職員に対する学校評価アンケートを実施（12月）し、次年度の取り組みを修正する。

10 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・生徒がいじめを行った場合には保護者にも責務があることを説明し、家庭で規範意識を高めてもらうことへの理解や協力を得ながら、いじめを見逃さない雰囲気を作る。
- ・生徒指導たよりを通して、家庭で気になる様子がある場合は、遠慮なく学校に相談してほしいことを呼びかける。また、いじめアンケートの結果を報告し、いじめへの学校の対応についても知らせる。
- ・豊浦地区青少年健全育成協議会の活動を通して、地域への啓発を年間継続して行う。
- ・豊浦地区教職員協議会の生徒指導部会で、小学校と中学校での課題などの情報交換を行い、課題の克服のために小中連携した活動に取り組む。

※ なお、本校の“いじめ防止基本方針”は、本校のホームページ上でも閲覧可能であり、入学時や各年度の開始時に生徒・保護者・関係機関に説明する。そして随時確認修正を図り、最新の内容に改善を進める。